

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔令和2年11月24日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者であるユースタイルラボラトリー株式会社に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和2年11月19日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： ユースタイルラボラトリー株式会社
代表者名： 代表取締役 大畑 健
所在地： 東京都中野区中央1丁目35番6号

(2) 事業所

事業所名： 土屋訪問介護事業所 旭川
所在地： 旭川市神楽岡13条8丁目1番6号
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
指定年月日： 令和元年9月1日

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止
令和2年11月19日から12月18日までの1か月間、介護給付費等の請求上限を7割とする。
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
根拠法令： 障害者総合支援法第50条第1項第3号及び第4号
処分年月日： 令和2年11月19日

4 処分の原因となる事実

(1) 人員基準違反

指定直後の令和元年9月から令和2年6月までの期間において、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」という。）第6条により事業所に配置すべき従業者数である常勤換算2.5以上の従業者が配置されておらず、基準条例第6条第2項及び第7条により必要な常勤の管理者及びサービス提供責任者の配置もされていなかった。

(2) 運営基準違反

基準条例第34条により事業所ごとに定めておく必要がある月ごとの従業者の勤務の体制について、月ごとの勤務表が作成されていなかった。

また、居宅介護計画に基づかないサービスの提供やサービス提供記録の不備が散見された。